

お知らせ なんたん



第81号(3の1)平成21年5月22日発行

今回のお知らせ内容

3の1枚目(緑色)

- 【表】・固定資産税・都市計画税率を統一します
・平成21年度分の国保税の賦課限度額が変わります
・「ねんきん特別便・定期便」相談会を開催します
・児童手当の申請について

- 【裏】・平成21年度(平成22年)南丹市成人式開催のお知らせ
・平成21年度(平成22年)南丹市成人式実行委員募集
・第17回南丹市八木陸上競技大会を開催します
・第5回南丹市民ボウリング交流大会を開催します
・南丹市体育協会事務局からのお知らせ
・なんたんテレビ番組表(6月1日~15日)

3の2枚目(オレンジ色)

- 【表】・献血・骨髄ドナー登録にご協力ください
・生きいき筋トレ教室を開催します
・麻しん・風しん(MR)混合ワクチンの接種について
・歴史・健康ウォーキング参加者募集
・平成21年度高等学校奨学金(第2次申請)の受付について
・「身体障害者巡回更生相談」のお知らせ
・ふない聴覚言語障害センターからのお知らせ
- 【裏】・平成21年度「女性の館」講座のご案内
・丹波自然運動公園からのお知らせ
・手話通訳技能認定試験(手話通訳士試験)のご案内
・「心・癒しコンサート」のご案内
・氷室の郷からのお知らせ
・発達障害支援講座「保護者が家庭でできる支援」のご案内
・歌聴風月「酒蔵ライブ'09」を開催します

3の3枚目(青色)

- 【表】・6月1日は人権擁護委員の日です
・「はかり」の定期検査について
・多重債務無料法律相談のご案内
・平成21年度 狩猟免許試験・講習会について
・自動車税の納期限は6月1日です
・「ものづくり産業就業フェア」開催のご案内
・7月から犬・猫の引き取り時間が変わります

平成21年度分の国保税の賦課限度額が変わります

平成21年3月31日付けで地方税法の一部が改正されたことに伴い、南丹市国民健康保険税の介護納付金分の賦課限度額が平成21年度分から10万円に変更となりました。なお、平成21年度の国民健康保険税納税通知書の送付については6月中旬を予定しています。

＜平成21年度分の国民健康保険税率および賦課限度額＞

	医療保険分	後期高齢者医療制度支援金分	介護納付金分
所得割	課税対象所得の7.45%	課税対象所得の2.50%	課税対象所得の2.00%
平等割	1世帯につき22,000円	1世帯につき5,000円	1世帯につき5,000円
均等割	1人当たり22,500円	1人当たり8,000円	1人当たり9,000円
賦課限度額	47万円	12万円	10万円 (前年度9万円)

※介護納付金分は、40歳~64歳の被保険者の方が納付する保険税です。
※保険税率については、前年度と変更ありません。

◇問合せ先 国保医療課 国保年金係 TEL (0771) 68-0011
各支所 健康福祉課 TEL 八木 (0771) 68-0022
日吉 (0771) 68-0032 美山 (0771) 68-0041

「ねんきん特別便・定期便」相談会を開催します

年金受給者・加入者の皆さんを対象に、すでに送付している「ねんきん特別便」、国民年金・厚生年金の現役加入者の皆さんに送付を開始した「ねんきん定期便」に関する相談会を下記の日程表のとおり開催しますので、お知らせします。

開催日	場所	時間
5月27日(水)	南丹市八木支所 3階 西会議室	午前9時~午後5時
6月1日(月)	南丹市日吉支所 3階 第2会議室	午前9時~午後5時
6月15日(月)	南丹市美山支所 1階 小会議室	午前9時~午後5時

●持ち物 お手元に届いた「ねんきん特別便」、「ねんきん定期便」、年金手帳など(基礎年金番号が確認できるもの)、印鑑、本人確認ができるもの(免許証や保険証など)、ご本人以外の代理人が相談される場合は「委任状」と代理人ご自身の本人確認ができるもの

※社会保険労務士1人で対応するため、お待ちいただく場合がありますのでご了承ください。

◇問合せ先 京都西社会保険事務所 TEL 075-315-1829(代表)
国保医療課 TEL (0771) 68-0011
各支所 健康福祉課 TEL 八木 (0771) 68-0022
日吉 (0771) 68-0032 美山 (0771) 68-0041

固定資産税・都市計画税率を統一します

固定資産税および都市計画税は、平成18年度から平成20年度までの3年間、旧4町の各町内に固定資産をお持ちの場合は、それぞれの町の税率による納税通知書を送付していました。平成21年度からは下表のとおり南丹市税条例などに定める税率に統一し、納税通知書についても統合しますのでお知らせします。

資産の所在地	固定資産税		都市計画税	
	平成20年度まで	平成21年度から	平成20年度まで	平成21年度から
園部町	1.4%	1.5%	0.3%	0.2%
八木町	1.5%		0.2%	
日吉町	1.6%		—	—
美山町	1.6%		—	—

＜納税通知書を統合することで税額に影響はあるの?＞

市内に所有されている固定資産の課税標準額を合算し、免税点(注1)の判定を行うため、免税点を満たした場合は課税します。

(注1) 免税点: 市内に同一人(納税義務者)が所有する土地、家屋、償却資産の課税標準額の合計額が、土地30万円、家屋20万円、償却資産150万円に満たない場合は、固定資産税・都市計画税は課税しません。

◇問合せ先 税務課 資産税係 TEL (0771) 68-0004
各支所 地域総務課 TEL 八木 (0771) 68-0020
日吉 (0771) 68-0030 美山 (0771) 68-0040

児童手当の申請について

児童手当は、小学校修了までの児童を養育されている方に支給されます。平成21年6月分の手当からは、平成20年所得で審査しますので、以前に受給されていた方、もしくは申請された方で、平成19年所得での審査において、所得が限度額を超えていたため支給消滅や認定却下になった場合でも、新たに認定される可能性があります。
下記に該当される方は、5月29日(金)までに申請していただくか、子育て支援課までお問い合わせください。

なお、公務員の方は、勤務先での申請となります。現在受給中の方は、受給要件確認のため、あらためて現況届の提出を求めますので、再度申請の必要はありません。

- ①平成20年6月の現況届、または平成20年5月以降の申請で、平成19年所得での審査において、所得が限度額を超えていたため、支給消滅または認定却下になった方。
- ②国民年金加入または年金未加入から、厚生年金などに加入された方。(厚生年金など加入者は、所得制限限度額が異なります)
- ③未申請の方

◇申請・問合せ先 子育て支援課 TEL (0771) 68-0017
各支所 健康福祉課 TEL 八木 (0771) 68-0022
日吉 (0771) 68-0032 美山 (0771) 68-0041

八木支所各問合せ先は、各課・係への直通番号を案内しており、八木町内から電話をかける場合は、市外局番「0771」をダイヤルの上、おかけください。なお、八木町内から八木支所「TEL 42-2300」に電話をしていただければ、本庁・支所の必要な部署へ転送をしますので、市内通話料金でお問い合わせいただくことができます。